

庄内町告示第123号

令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に著しい影響を受けている町内の観光関連事業者の事業継続及び本町の友好町である宮城県南三陸町(第3条において「南三陸町」という。)との観光連携を支援するため、両町の町民を対象に相互の町を目的地とする企画旅行のサービスを提供する町内の旅行者に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業を営む株式会社日本海トラベル(以下「日本海トラベル」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(第7条及び第13条において「補助対象事業」という。)は、日本海トラベルが実施する次の各号のいずれかに該当する企画旅行(旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいい、本町内又は南三陸町内の組織、団体、グループ等の団体からの依頼によりその旅行に関する計画を作成し実施するものを除く。以下同じ。)とする。この場合において、日本海トラベルが当該企画旅行を実施する際は、旅行業及び宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条により設置された新型コロナウイルス感染症対策本部が開催した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言に基づき作成された旅行業及び宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインをいう。)により行うものとする。

- (1) 町民を参加対象とし南三陸町を目的地とする企画旅行
- (2) 南三陸町の町民を参加対象とし本町を目的地とする企画旅行

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(次条及び第7条において「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる企画旅行の経費の区分に応じ、当該各号に定める費用等とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業による貸切バスの貸切りに要する経費 当該貸切バスの貸切りに要する費用

とし、1台当たり40万円を限度とする。

- (2) 前号に掲げる経費以外の企画旅行に要する経費 当該企画旅行の参加者1人当たり5,000円

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額とし、200万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、一の企画旅行ごとにその参加する人数が確定した後速やかに、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書 (様式第1号)
- (2) 収支予算書 (様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する軽微な変更は、補助対象経費の10分の2を超える増額以外の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第1号イ又はロの規定により補助対象事業の内容若しくは補助対象経費の配分を変更しようとするときは、令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金変更承認申請書 (様式第3号) に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて、町長に提出しなければならない。

- 3 規則第6条第1項第1号ハの規定により補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第4号) を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金交付決定通知書 (様式第5号) により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、一の企画旅行ごとに当該企画旅行が終了した日の翌日から起算して1月を経過する日又は令和4年3月4日のいずれか早い日まで町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書 (様式第1号)
- (2) 収支精算書 (様式第2号)
- (3) 参加者名簿、写真その他事業の実施を証する資料

(概算払)

第10条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた日本海トラベルは、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金概算払請求書 (様式第6号) を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金交付額確定通知書 (様式第7号) により行うものとする。

(補助金の取消し)

第12条 町長は、日本海トラベルが、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるとき、又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、規則第16条の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(帳簿の備付け等)

第13条 日本海トラベルは、規則第20条第1項に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(調査等)

第14条 町長は、この要綱に定める補助金に関し必要があると認めるときは、日本海トラベルから報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第7条、第9条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第6条、第7条、第9条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
電 話

令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業について、下記のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金の名称 令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金
- 2 変更予定年月日 年 月 日
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 交付決定額 円
- 6 変更後の交付申請額 円
- 7 添付書類 変更後の事業計画書及び収支予算書（交付申請書に添付した書類から変更があったものに限るものとし、変更前と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電 話

印

令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 補助金の名称 令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金
- 2 中止予定期間（廃止予定年月日） 年 月 日（～ 年 月 日）
- 3 中止（廃止）の理由
- 4 交付決定額 円

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
電話

令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金について、令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求金額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名		店名	
種 目	普通 ・ 当 座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第7号（第11条関係）

指令第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和3年度庄内町友好町との観光連携支援事業に対する交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金等の確定額

円